

# ビジネス関係者の一時的な入国章 日本の約束の概要

カテゴリー	概 要	
	定義・趣旨等	滞在期間・条件・制限等
短期の商用訪問者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物品又はサービスの販売のための交渉を行う者</li> <li>●業務上の拠点を設けるための準備活動を行う者</li> <li>●その他これに類似する活動を行う者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●90日を超えない期間</li> <li>●更新可</li> <li>●日本国内から報酬を得ない</li> <li>●一般公衆への直接の販売に従事せず、自ら物品・サービス提供しない</li> </ul>
企業内転勤者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他国の企業から日本にあるその支店・代表事務所等に転任する者のうち次のいずれかの活動を行う者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支店長・代表事務所長としてその管理をする活動</li> <li>・役員・監査役として企業を管理する活動</li> <li>・企業の部門を管理する活動</li> </ul> </li> <li>・自然科学・人文科学に関する高度な水準の技術・知識を必要とする活動、又は日本以外の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年を超えない期間</li> <li>●更新可</li> <li>●日本への入国・滞在に係る申請直前の1年以上当該企業に雇用されていること</li> </ul>
投資家	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本での事業に投資してその経営を行う者</li> <li>●日本での事業に投資している外国人に代わってその事業の経営を行う者</li> <li>●日本での事業で外国人が投資しているものを管理する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年を超えない期間</li> <li>●更新可</li> </ul>
資格を有する自由職業家	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本の法令による次の資格を有する法律・会計・税務等の各サービス提供者： <ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士，外国法事務弁護士，弁理士，海事代理士，公認会計士，税理士，司法書士，行政書士，社会保険労務士，土地家屋調査士</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年を超えない期間</li> <li>●更新可</li> </ul>
独立の自由職業家	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本の公私の機関との個人的な契約に基づき次のいずれかの活動を行う者： <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)自然科学・人文科学に関する高度な水準の技術・知識を必要とする活動、又は日本以外の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする活動</li> <li>(b)日本の大学等で研究・研究の指導・教育をする活動</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年を超えない期間</li> <li>●更新可</li> </ul>
契約に基づくサービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本に拠点が無い他の締約国の公私の機関の被用者で次のいずれかの活動を行う者： <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)自然科学・人文科学に関する高度な水準の技術・知識を必要とする活動、又は日本以外の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする活動</li> <li>(b)日本の大学等で研究・研究の指導・教育をする活動</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年を超えない期間</li> <li>●更新可</li> <li>●日本の公私の機関と他国の公私の機関の間でサービスに関する契約が締結されていること</li> <li>●同契約においてサービス提供者と日本の公私の機関との間に労働契約が成立していること</li> </ul>
同行する配偶者及び子	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「短期の商用訪問者」以外の各カテゴリーのビジネス関係者に同行する配偶者及び子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●滞在期間は原則として同行するビジネス関係者(扶養者)と同じ期間</li> <li>●日本の法令に従って認められた配偶者及び子で、同行するビジネス関係者から扶養を受け、在留資格「家族滞在」で認められる範囲の活動に限る</li> <li>●配偶者は申請して許可を受けることにより就労可能な在留資格への変更も可能</li> </ul>